

報道関係者 各位

平成 29 年 6 月 19 日

【照会先】

福井労働局労働基準部監督課

課 長 戸高 正博

監察監督官 木村 和晴

(直通電話) 0776-22-2652

労働条件などの監督指導結果（平成 28 年）を公表

～ 労働時間の違反が過去 5 年で最多 ～

福井労働局（局長 早木 武夫）は、平成 28 年に福井県内の事業場に対して、管内の労働基準監督署が立入調査（以下「監督指導⁽¹⁾」という。）した結果を取りまとめましたので、公表します。

ポイント

平成 28 年は県内 1,002 事業場に対して監督指導⁽¹⁾を実施。

このうち、722 事業場（72%）で、違法な時間外・休日労働⁽²⁾、割増賃金の未払い、健康診断未実施などの違反を確認した。

業種別では、製造業が 264 事業場（違反率 76%）で最も多く、建設業 129（同 59%）、商業 127（同 81%）、保健衛生業 53（同 82%）、接客娯 48（同 77%）、運輸交通業 36（同 84%）となっている。

違反事項別では、労働時間が 270 事業場（違反率 27%）で最も多く、次いで割増賃金 237（同 24%）、健康診断 230（同 23%）、労働条件の明示 140（同 14%）などとなっている。

特に、労働時間の違反率は、過去 5 年間で最も高い割合である。

労働時間の違反の要因として、労働時間の未把握のほか、業務過多・人員不足、取引先都合による対応等が考えられる。

今後も労働者の相談情報などを踏まえて、月 80 時間超の残業を行う事業場の全数を監督指導する方針。

詳細は別紙及び参考資料をご覧ください。

県内の福井・武生・敦賀・大野労働基準監督署は、平成 28 年の 1 年間に県内 1,002 事業場に対して、相談、通報のほか、届出書類状況、インターネット監視情報などを踏まえて監督指導⁽¹⁾を実施し、722 事業場(72.1%)で労働基準法などの違反がありました。

平成 28 年の違反率(72.1%)は対前年比で約 8 ポイント減ですが、依然、高い水準となっています。

業種別では、製造業が 264 事業場(違反率 75.9%)、建設業が 129 事業場(同 58.9%)、スーパーやドラッグストアといった小売業などの商業が 127 事業場(同 81.4%)、介護施設などの保健衛生業が 53 事業場(同 81.5%)、飲食店などの接客娯楽業が 48 事業場(同 77.4%)、トラック運送などの運輸交通業が 36 事業場(同 83.7%)となっています。

過去 5 年間における違反率の平均は、接客娯楽業 83.4%、保健衛生業 81.2%、運輸交通業 79.0%、商業 78.6%、製造業 73.5%、建設業 62.9%です。

主要な違反事項別では、違法な時間外・休日労働⁽²⁾などの労働時間関係が 270 事業場(違反率 26.9%)で最も多くなっています。次いで、残業代の未払いなど割増賃金関係が 237 事業場(同 23.7%)、年 1 回の定期健康診断の未実施などが 230 事業場(同 23.0%)、雇入れ時の労働条件の文書未交付などが 140 事業場(同 14.0%)などとなっています。

特に、労働時間は平成 27 年の違反率 21.5%から約 6 ポイント増加し、過去 5 年間で最も高い割合となっています。

労働時間の違反率が高い要因として、労働時間が適正に把握、記録されていないことのほか、個人又は所属部署の業務過多・人員不足、取引先の都合による納期変更・待機による長時間労働などが考えられます。

福井労働局及び管内労働基準監督署では、本年 1 月策定の労働時間適正把握ガイドラインの周知徹底をはじめ、月 80 時間を超える時間外・休日労働を行う事業場に対して全て監督指導を実施し、過労死等ゼロを目指して、過重労働対策、メンタルヘルス対策等を進めていきます。

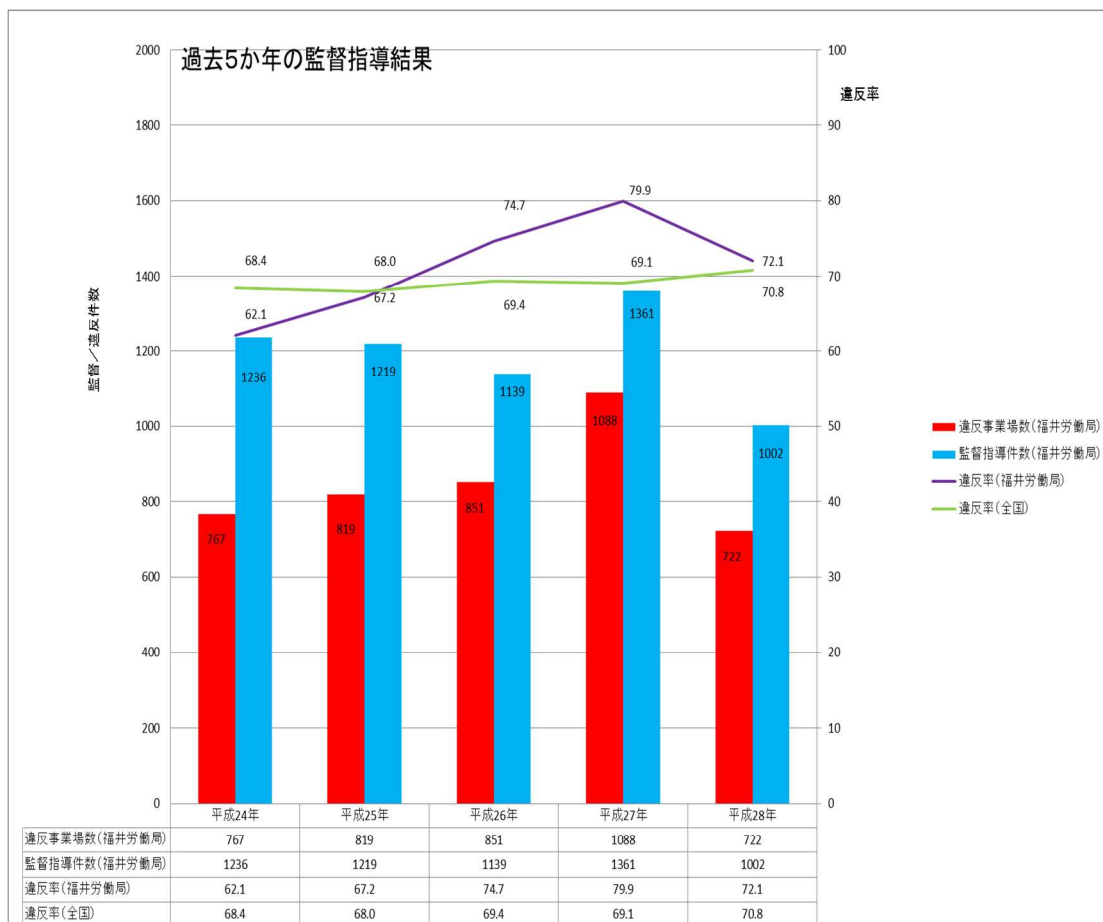
- 1 労働基準監督官が事業場への臨検などにより、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法などで定められた法定労働時間、最低賃金、定期健康診断などが適切に実施されているかを確認し、是正勧告等の行政指導を行います。
- 2 時間外・休日労働に関する協定(いわゆる「36(サブロク)協定」)の締結・届出なく、法定労働時間(原則 1 日 8 時間、1 週 40 時間)を超える時間外・休日労働に従事させるものや、36 協定で定めた上限時間を超えるものが違法な労働時間となります。

1 過去5か年の監督指導結果

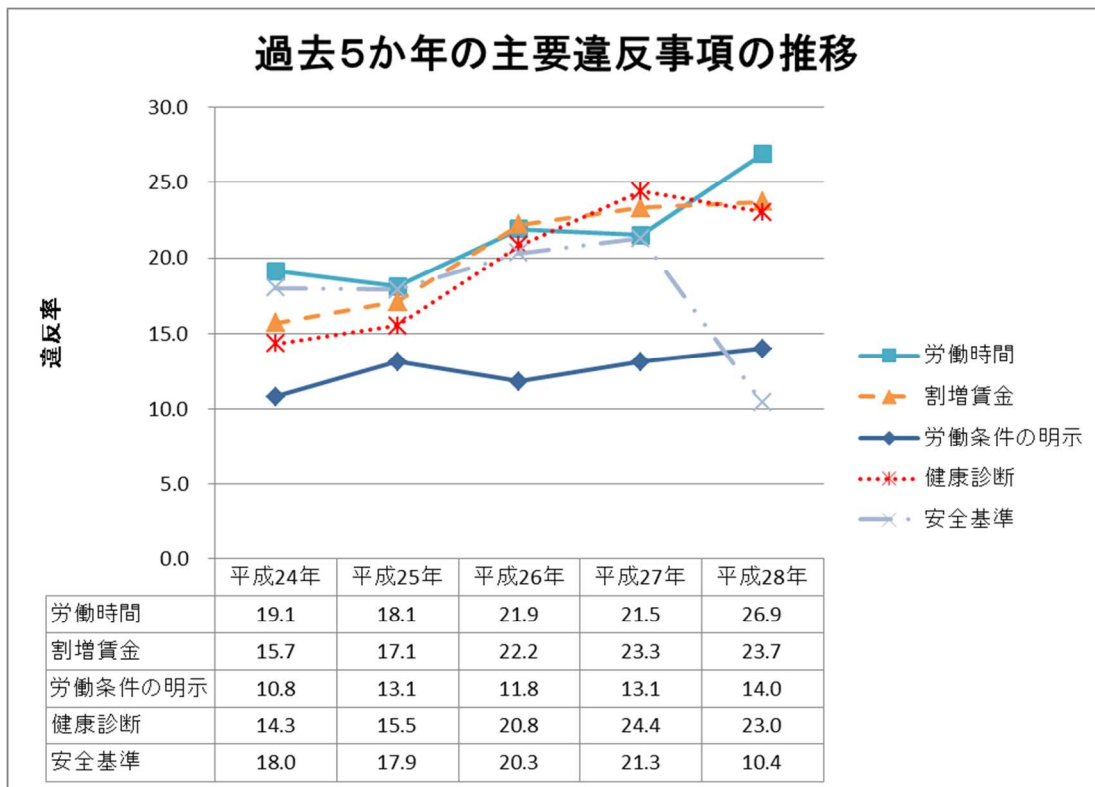
福井労働局管内の各労働基準監督署では、年間、1,000件を超える監督指導を実施しています。労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法などの労働基準関係法令に違反した違反率は、過去5か年では70%前後で推移しており、おおむね全国の違反率と同程度です。

なお、平成27年は、全国の違反率に比べ10ポイント程度、福井労働局管内の違反率が高くなっています。これは製造業や建設業の監督件数、違反率が共に高く、全体を押し上げた結果と思われます。

平成28年は、労働時間（後記3参照）、時間外・深夜業の割増賃金の支払い、健康診断の実施に係る違反がいずれも違反率20%を超えています。



平成28年の全国違反率は速報値です。



2 平成28年の主な業種別監督指導結果

業種別では、運輸交通業、保健衛生業、商業のほか、製造業（違反率75.9%）、接客娯楽業（違反率77.4%）で違反率が高い状況が認められました。

なお、製造業については、食料品製造業、金属製品製造業等に細分化し、確認したところ、違反率に有意な高低差は認められませんでした。

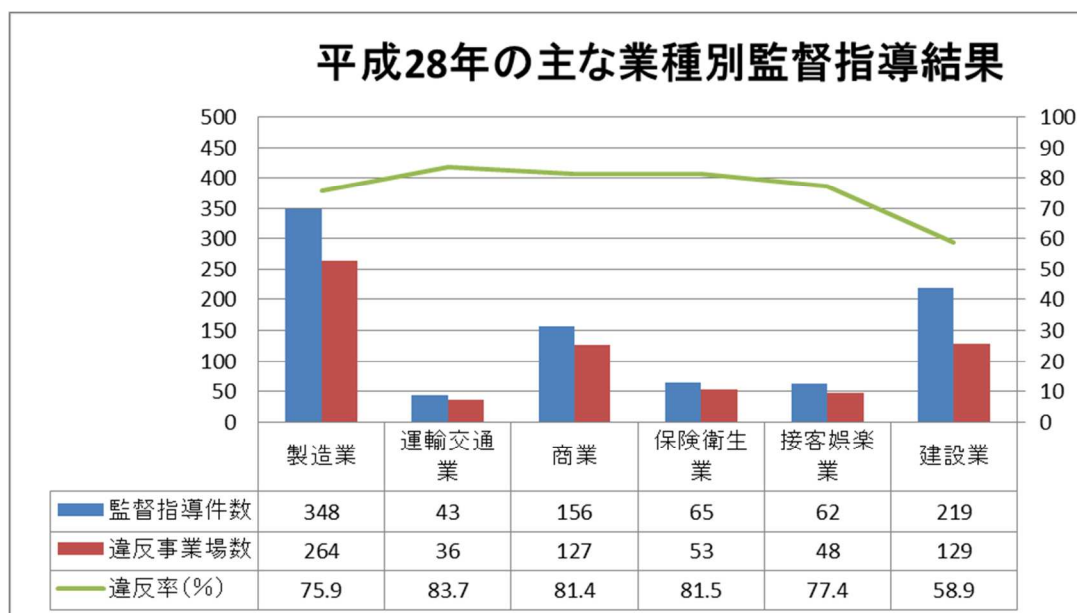
また、接客娯楽業には、旅館業と飲食店が含まれますが、旅館業で違反率が高い状況が認められました。

違反率の高い3業種の詳細は以下の表1. 3業種の違反状況のとおりです。

表1. 3業種の違反状況

業種	違反の状況
運輸交通業	<p>特に道路貨物運送業（トラック運送業が該当）の違反率が高く、87.1%でした。違反の中では、労働時間に関する違反が77%と最も高く、荷主企業との関係から、運送事業者の自助努力だけでは労働時間の短縮が進まないことや、多重的な請負構造から適切な運行管理がなされていない等の原因があります。</p> <p>労働時間に関する違反以外に、健康診断を実施、賃金台帳を調製に係る法違反率が25%を超えていました。</p>
保健衛生業	<p>保健衛生業を中分類で細分化した医療保健業、社会福祉施設では、共に労働時間、時間外・深夜業の割増賃金の法違反率が25%を超えています。</p>

	<p>業種が医療保健業に分類されている場合であっても介護保健事業を営んでいる事業場が多く、平成 28 年は保健衛生業に対する監督指導 65 件のうち、51 件が介護施設に対するものでした。</p> <p>介護事業場においては、人手不足のほか、訪問介護により労働時間の管理が厳格に行われず、新規参入事業者が多く、労働基準関係法令が事業者には充分理解されていない等の問題が認められます。</p>
商業	<p>商業では、労働条件の明示、労働時間、時間外・深夜業の割増賃金の支払い、健康診断の実施に係る法違反率がいずれも 20%を超えていました。</p> <p>5 人未満の事業場規模の割合が全体業種の 54.8%に比べ、商業は 61.3%と、比較的小規模な事業場が多く、労務管理専任者を配置する余裕がないことから違反が多くなっているものと考えられます。</p>



3 労働時間に関する違反の状況

労働基準法第 32 条又は第 40 条違反に該当するものを、労働時間に関する違反として計上しています。

これらは 36 協定の締結・労働基準監督署への未届、特別条項を含め 36 協定で定めた労働時間の上限を超えて残業を行わせたりする場合は該当します。

表 2 . 過去 5 か年の労働時間に関する違反率

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
違反率 (%)	19.1	18.1	21.9	21.5	26.9